

第 1460 回 (4 月 24 日)

協同組合政策史の一考察

——産業組合指導組織と行政——

千 葉 修

日本の農協の前身である戦前の農村産業組合の発展が、政策・行政と密接な関連を持っていた点をめぐって、戦後、村落組織の役割や、農村の階級協調政策との関係などについて、実証的研究がなされてきた。しかし、産業組合に関する政策・行政のデータはまだ十分に整備されておらず、とくに県や郡のレベルの実態の定量的な把握は、課題として残されている。

協同組合に対する政策は、① 直接的に協同組合を対象とする法制度や行政施策などの狭義の政策と、② 間接的に協同組合に関連する金融・流通政策などの広義の政策とに分けられる。

日本において、産業組合法が制定されたのは明治 33 (1900) 年であるが、産業組合の普及・指導体制が整うのは、同 38 年の任意団体・大日本産業組合中央会 (43 年には法人・産業組合中央会となる) の設立以後である。中央会は、単位組合・連合会や個人を会員として、道府県に支会、郡・市に部会を置き、系統的組織を形成した。この産業組合指導組織は、それぞれの段階において政府・道府県・郡市から施設・資金・人員の援助を得たのであるが、その行政への依存度は、組合の発達とともに低下していった。

まず財政面を見ると、産業組合中央会の収入は、明治・大正期には政府交付金と会員の納入会費が大宗をなしたが、昭和期に入ると事業・その他の収入が主となっていく。また支会の場合は、大正期から昭和期にかけて会員負担金が増加する反面、道府県の補助金の比重は低下を示している。

次に指導組織と官僚との関係である。産業組合中央会の活動を主導した政府官僚の所属は、農商務省、大蔵省、内務省など多彩であ

った。大正 14 年以降は、農商務省から独立した農林省に新設された産業組合課が総括部署となる。

一方、道府県および郡の官僚も、支会・部会や連合会の役員として直接活動にかかわった。彼らの一部は、一県で長期にわたって産業組合を担当するか、あるいは各県を転任しながら、農商務省主催の産業組合主任官会議に頻繁に出席しており、「専門家」的性格を持っていた。道府県の産業組合係官の数を見ると、大正末期から昭和初頭にかけて倍増を示している。その背景には、地方制度の改革 (大正 12 年、郡制度の廃止) があった。

後に産業組合先進県と呼ばれる福岡県の場合、郡役所の廃止 (大正 15 年) = 官吏の引き上げによって県に産業組合課が設置される (道府県で最初)。以後、郡部会は官吏に替わって産業組合プロパーの職員が運営し、その人件費を県が補助するという「半自立」の体勢となった。

以上見てきたように、産業組合政策は、狭義とそれが大正後半期に転換期を迎え、昭和期には広義のそれに重点が移る。その契機は、① 産業組合の発展自体が転換期にあったこと (3 段階制の成立、振興刷新運動)、② 小作争議の激化に表される農村問題の本格化、③ 中央・地方行政組織の再編、であった。